

○京都市桃陽病院条例

昭和57年9月30日条例第18号

改正

平成5年4月8日条例第7号  
平成18年3月31日条例第170号  
平成19年3月27日条例第44号  
令和3年11月15日条例第15号

京都市桃陽病院条例

（設置）

第1条 慢性疾患にかかっている20歳未満の者に対し診療及び療養の指導を行うための施設を次のように設置する。

名称 京都市桃陽病院

位置 京都市伏見区深草大亀谷岩山町48番地の1

（利用資格及び入院定数）

第2条 京都市桃陽病院（以下「病院」という。）を利用することができる者は、次に掲げる者とする。

- （1）本市の区域内に住所を有する20歳未満の者
- （2）その他市長が適当と認める者

2 前項の規定にかかわらず、病院に入院することができる者は、次に掲げる者とする。

- （1）6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者で、京都市立桃陽総合支援学校に就学することができるもの
- （2）その他市長が入院させることが必要であると認める者

3 病院の入院定数は、100人とする。

（入院の許可）

第3条 病院に入院しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

（利用制限）

第4条 市長は、次の各号の一に該当すると認めるときは、病院の利用を制限し、又は入院の許可を取り消すことができる。

- （1）他の利用者に迷惑を掛け、又は迷惑を掛けるおそれがあるとき。
- （2）管理上支障があるとき。

（使用料等）

第5条 病院を利用する者は、使用料又は手数料（以下「使用料等」という。）を納入しなければならない。

2 使用料等の額は、健康保険法第76条第2項の規定に基づく厚生労働大臣の定めるところにより算定した額の範囲内において別に定める。

3 前項の規定により難い使用料等については、別に定める。

（使用料等の減免）

第6条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料等を減額し、又は免除することができる。

（委任）

第7条 この条例において別に定めることとされている事項及びこの条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則 抄

（施行期日）

1 この条例の施行期日は、市規則で定める。

（昭和57年10月14日規則第78号で昭和57年10月16日から施行）

附 則（平成5年4月8日条例第7号）

この条例の施行期日は、市規則で定める。

（平成5年4月23日規則第19号で平成5年6月1日から施行）

附 則（平成18年3月31日条例第170号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月27日条例第44号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（令和3年11月15日条例第15号）

この条例は、令和4年4月1日から施行する。